記者発表資料(平成31年1月31日)

保健福祉局高齢福祉部介護指導課

介護保険法に基づくヘルパー事業所及び居宅介護支援事業所の一部効力停止処分

1. 処分を行う事業所の概要

処分対象事業所1

・事業所名 訪問介護ステーションファースト

・サービス種別 (1)訪問介護

(2)介護予防訪問サービス

(3)生活支援訪問サービス

・所在地 神戸市西区美穂が丘5丁目101-8-1

・運営法人 医療法人社団おばやしクリニック

(理事長:尾林 慶治)

(所在地:神戸市西区押部谷栄329-1)

事業開始年月日 (1) 平成27年4月1日

(2), (3) 平成 29 年 4 月 1 日

処分対象事業所2

・事業所名 居宅介護支援事業所ファースト

・サービス種別 居宅介護支援

・所在地 神戸市西区美穂が丘5丁目101-8-1・運営法人 医療法人社団おばやしクリニック

(理事長:尾林 慶治)

(所在地:神戸市西区押部谷栄329-1)

·事業開始年月日 平成27年4月1日

2. 処分の内容

一部効力停止(新規受入停止3ヶ月)

3. 処分年月日

平成31年1月31日(木曜)

4. 処分効力発生年月日

平成31年3月1日(金曜)

5. これまでの経緯

・平成 30 年 10 月 2 日, 15 日

不正事実の確認のための書類精査, 聞取り等

・平成 30 年 10 月~平成 30 年 12 月

行政手続法に基づく弁明の機会の付与

介護保険法に基づく監査を実施

· 平成 30 年 12 月 27 日

6. 処分を行う理由

(1) 訪問介護

当該訪問介護事業所の訪問介護員等ではない,当該居宅介護支援事業所前管理者が行った訪問介護サービスについて,居宅介護支援事業所管理者の常勤要件に違反しないように,当該居宅介護支援事業所が作成した実際には訪問介護サービスを行っていない他の居宅介護支援専門員名義のサービス提供記録を基に,不正に報酬を請求した。(不正請求:平成29年11月から平成30年1月に,101件)

(2) 介護予防訪問サービス, 生活支援訪問サービス

当該事業所においては、指定訪問介護事業、指定介護予防訪問サービス事業及び指定生活支援訪問サービス事業が一体的に運営されており、指定訪問介護事業において介護保険法違反(上記不正請求)を行った。

(3) 居宅介護支援

当該居宅介護支援事業所前管理者が訪問介護サービスを提供したにもかかわらず、 他の居宅介護支援専門員名義でサービス提供記録を作成し、当該訪問介護事業所にお ける不正請求を主導した。

7. 根拠法令

(1) 訪問介護

介護保険法第77条第1項第6号(不正請求)

- (2)介護予防訪問サービス,生活支援訪問サービス 介護保険法第115条の45の9第1項第6号(その他法令違反)
- (3)居宅介護支援

介護保険法第84条第1項第11号(サービス関連不正等行為)

8. 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領した介護サービス費(約14万円)を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定に基づき返還額に100分の40を乗じて得た加算額(約5万円)を加え、合計約19万円を徴収する予定である。